

Shanghai

IPG

Intellectual Property Group

活動概要

2009年版





IPGとは？

「Intellectual Property Group」

「日资企业知识产权保护联盟」

日系企業が海外でビジネスをおこなう際に、近年ますます重要性を増しているのが、特許や商標をはじめとする知的財産権です。IPGは、模倣品や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、情報交換の場として、さらに現地政府との協力活動をおこなう母体として発足した日系企業の団体です。

2000年5月、中国日本商会の分科会として「知的財産権問題研究グループ（北京IPG）」が北京にて発足、2002年9月には、模倣品問題が最も深刻な地域の一つである上海において47社の日系企業・団体が集まり、上海IPGが発足しました。2005年8月には広東省において広東IPGが発足、以後中国以外にも、東南アジアやインド、

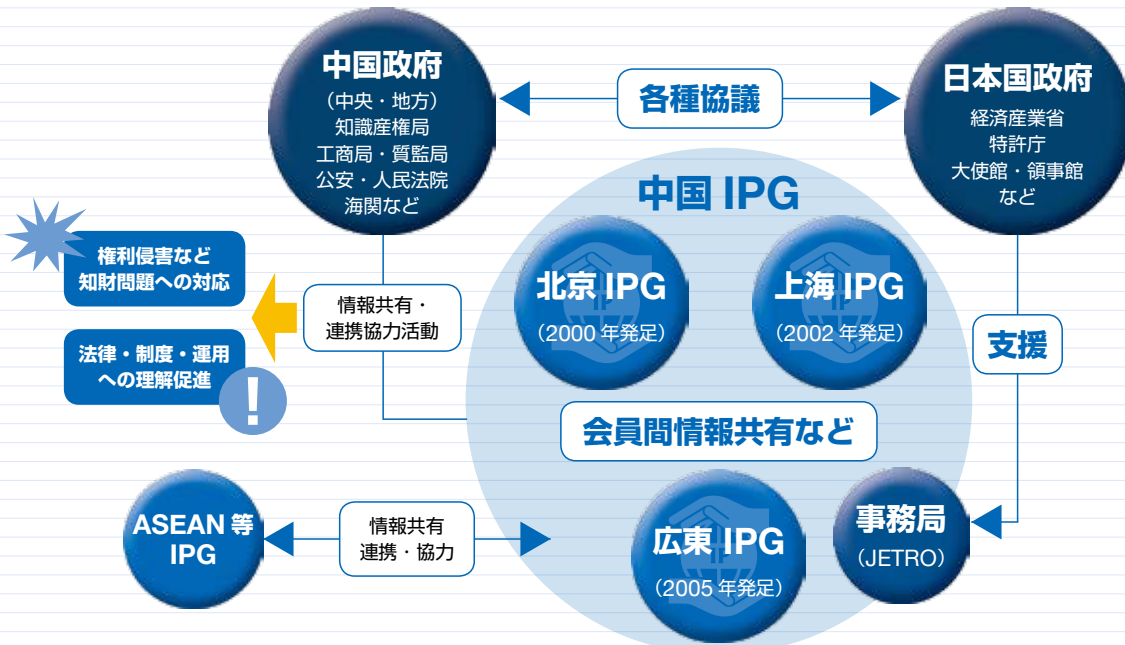
ロシアなどでIPGが発足し諸活動を展開しています。

上海IPGでは、「情報発信・情報共有」「模倣品問題解決」「直近課題解決のための支援」を3つの柱として活動を行っています。2ヶ月に1度全体会合を開催するほか、現地の知的財産権関連政府機関との間で協力関係の構築を進めています。メンバー企業間の情報交換から中国政府との連携活動まで、その活動範囲は徐々に拡大し、メンバー数も2009年3月現在、136社・団体にまで増えています。

IPGは、各国における日系企業の知的財産権問題に関する諸活動の母体として、日本の政府・産業界のみならず、各国政府からもますます注目され、大きな期待を寄せられています。

IPG 活動理念

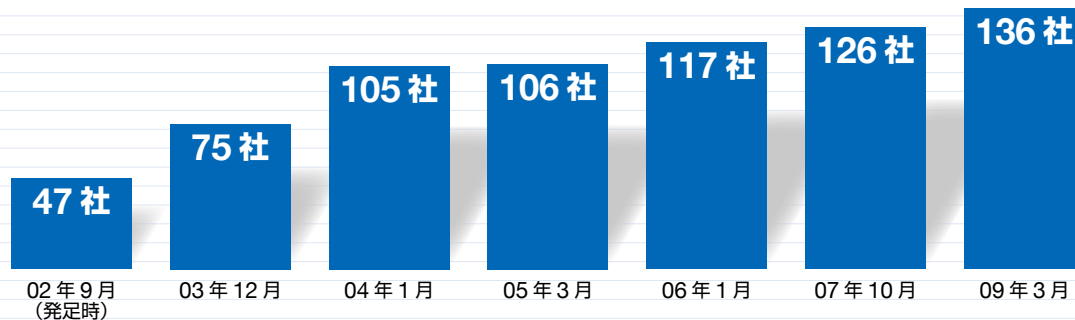
IPGは、参加する企業／団体のビジネス活動の最前線である中国の現場において、全てのメンバー企業／団体が主体となり、各々が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる中日関係の構築を目指します。



中国日本商会 IPG (北京 IPG) …… 2000年5月発足 2009年2月現在 78社/団体 ※事務局=ジェトロ北京センター
 広東 IPG …… 2005年8月発足 2009年2月現在 61社/団体 ※事務局=ジェトロ広州事務所

上海 IPG への参加

上海 IPG メンバー企業数の推移



上海 IPG 参加資格

新規入会

新規入会は幹事会の承認を必要とする。

上海 IPG 参加資格

■民間企業の場合

下記条件・資格をすべて満たす企業及び／又はその企業と密接な事業関係を有する関連企業

- ① 中国国内において実際のビジネスを行っていること、またはビジネスの予定があること。
- ② 中国国内において知的財産権侵害に遭っており、かつ上海 IPG 会合の場において情報発信ができること、または上海 IPG の各種プロジェクトに積極的に参加する意思があること。
- ③ 上海 IPG メンバーの名簿等、上海 IPG 活動に関する情報を利用し、不当な顧客活動を行わないこと。

■法律事務所、特許事務所など

下記条件・資格をすべて満たす事務所等

- ① 中国国内に拠点を有しており、日本側が投資又は実質的な管理をしている事務所等。
- ② 上海 IPG 活動に関わる通訳・翻訳業務、コネクションのある中国政府機関・中国企業等の上海 IPG への参加の呼びかけなど、上海 IPG の活動に積極的に貢献できること。

■その他

上記条件を満たさない企業・個人であって、上海 IPG の運営等へ協力実績を有する者が参加を希望した場合には、幹事会にて参加の可否を審議・決定することとする。

オブザーバー参加

オブザーバー参加は、原則として日本政府関係者、日系マスコミに限り、その他の参加については、幹事会での承認を条件とする。

除名条件

- ① 年度内（4月から翌年の3月まで、計6回開催）に、上海 IPG 全体会合への出席回数が2回に満たないメンバーについては除名対象とし、継続希望の有無を確認した上で希望がない場合は除名とする（ただし加入年度は対象外）。除名になったメンバーは随時再加入の申し込みができる。
- ② 「上海 IPG」名称の不当使用、名簿の悪用、その他 IPG の名誉を損なう行為または他メンバーに不利益を与える行為が認められたメンバーについて、運営幹事会は除名の可否を判断することができる。

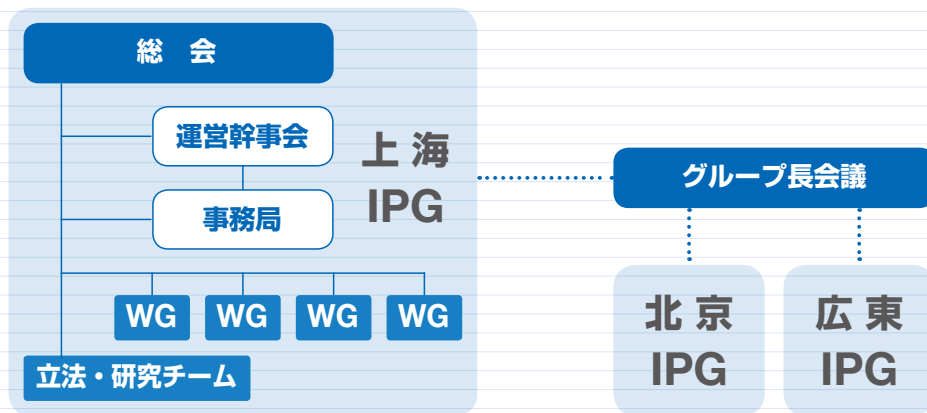


上海 IPG の運営と機能

上海 IPG 運営理念

- ① 会員の自主的・積極的な参加・行動を支援
- ② 運営の透明性確保、活動の効率性と会員全体の納得感の調和
- ③ 情報交流から問題解決へ

上海 IPG 組織図



上海 IPG の機能

上海 IPG では、問題・トピックの抽出から情報共有、各テーマに関する分析と考察および活動実施、活動で得られた成果の検証という流れで、中国における知的財産権問題の解決策（ソリューション）の提供を目指します。また問題解決のため、積極的に中国政府当局との交流を促進しています。

- ① 中国知的財産権問題に関する情報の収集・提供・共有
- ② 知的財産権に関連する中国政府当局との交流促進
- ③ 中国における知的財産権に関する個別問題の解決



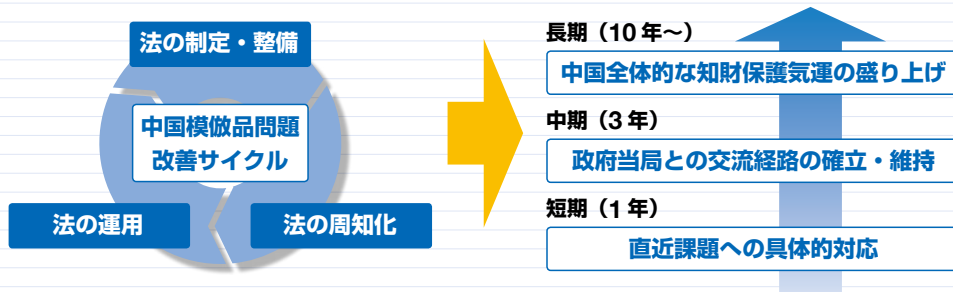
意思決定と活動主体

上海 IPG では、各活動主体が有機的に機能を分担し、諸活動を展開しています。運営幹事会が全体活動の企画立案をおこない、全体会合での承認を得て諸活動を進めるとともに、各ワーキング・グループ（WG）が個別の問題に関してその解決を図り、関連情報を全体で共有します。また、立法・研究チーム（仮名）が問題抽出からより専門的なテーマに関する調査・分析を実施し、全体会合でその成果をフィードバックします。中国 IPG の全体活動に関しては、グループ長会議がその検討、調整機能を担います。これら各活動主体による効率的な活動展開により、多くの効果が生まれています。

主体	意思決定項目	活動内容・機能	効果
全体	運営幹事就任承認 会員規約改正 年度計画・新規事業承認 活動内容・実施方法承認	全体会合開催 上海 IPG 活動実施 中国 IPG 全体活動実施 中国知財関連法勉強会	情報共有と認識統一 メンバーのスキルアップ 組織としての影響力の拡大
運営幹事会	新規会員加入承認 新規 WG 設置承認 各 WG 活動計画承認	年度計画案・年度報告案作成 新規事業案作成 活動内容・実施方法等の検討 上海 IPG 全体事業の運営	深化した企画立案と事業運営 企画立案と運営の機動性確保
各 WG	WG 新規加入承認	WG 活動計画・実施項目作成 個別問題に応じた活動実施	直近課題の解決 各地当局とのネットワーク拡大 モデルとなる事業の創出
立法・研究チーム		問題抽出・タスクフォース設置 規制・法改正動向ウォッチ テーマ別調査・分析・検討 パブコム・立法提案作成 など	専門性の確保（不足部分の補充） 問題解決策の提示、制度の改善
グループ長会議		中国 IPG 全体活動検討 各 IPG 事業調整 対外スタンス確認 IIPPF 連携	各 IPG 活動の重複防止と効率化 全中国への活動展開 IIPPF との連携強化

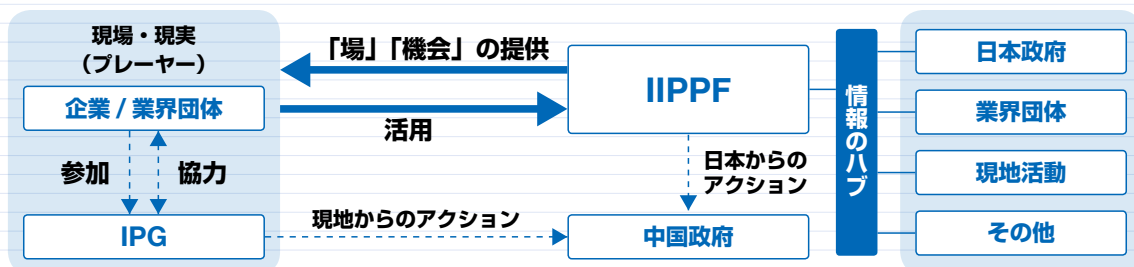
模倣品対策活動の中長期ビジョン

上海 IPG では 2008 年度より、活動の柱の一つである「模倣品問題解決」について中長期ビジョンを策定し、このビジョンを基礎とした活動を企画・実施しています。



IIPPF との連携

知的財産に関連する団体として日本で最大規模を誇る IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）と、中国 IPG とは、中国における知的財産権関連の中長期的な課題解決のため、相互に情報や目標を共有し、諸活動において積極的に連携を図ることで合意しています。



上海 IPG の活用

上海 IPG メンバー各社は、これまで以下のような項目について上海 IPG を主体的に活用しています。

情報収集	中国知財に関する一般情報を得たい	全体会合やピックアップ講座では、企業の事例紹介や知財関連トピックの専門家による講演を実施しています。またメンバー企業の現地スタッフ能力向上のため中国知財勉強会を開催しております。各ワーキング・グループは同一の問題を抱えたメンバーが集まり情報交換を行なっています。
	他社の事例や新規トピックの情報を得たい	
	現地スタッフの能力を高めたい	
	同じテーマ・問題について他社の事例を知りたい	
当局交流	当局担当官に自社の状況（模倣品状況、真贋判断手法など）を知ってもらいたい	当局向けセミナーでは担当官向けに各社模倣品の状況を説明します。意見交換会では、問題点・不明点などについて当局と直接議論・検討をおこないます。また当局と共同で各種イベントやプロジェクトを実施することで協力関係を強化します。
	当局との間で法運用の不明点等について確認したい	
	当局との関係を良好化したい	
問題解決	全体会合だけでは得られない情報が欲しい	全体会合後の懇親会では参加者が活発に情報交換を行なっています。個別の質問・相談事項は、直接またはアンケートにて事務局にお問い合わせいただけます。専門家の意見を聴取すると共に個別問題の解決のため事務局が可能な限り対応します。また定期的なアンケート等により、活動提案などメンバーの皆様のニーズの把握に努めています。
	当局とのアポイント・個別相談をしたい	
	個別案件サポート（当局向け意見照会、地方保護対策など）	
	IPG 全体活動を提案したい	

個別成果の事例

江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラム

A 社の事例 江蘇省 TSB の協力により江蘇省政府のレターが発給されたことで、悪意の先駆商標問題が解決した。

B 社の事例 江蘇省 TSB からの情報提供により懸案とされていた品質に関する模倣品問題が解決した。

C 社の事例 模倣品対策のベースができたとして中国市場に新商品を投入した。

当局向けセミナー

D 社の事例 セミナーを開催した税関より連続して疑義品発見の通知があった。

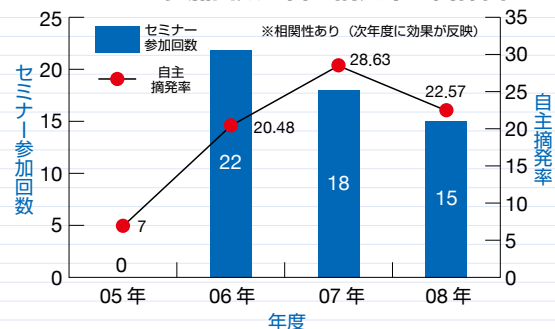
E 業界の事例 セミナー開催に併せて当地の現場検査・摘発を実施した。

F 社の事例 セミナーへ積極的に参加したところ、右図のように当局の自主摘発が増加した。

IPG Best Practice Award

G 社の事例 選ばれた当局の管轄地で問題が発生した際に速やかに照会・改善ができた。

セミナー参加回数と自主摘発率の関係図



アンケート結果(メンバーの声)

各種アンケートにおいてメンバー各社より評価の声をいただいています。2008 年度会員アンケートでは、全メンバーのうち 74.2% が「IPG に参加して具体的な成果が得られた」（社内の取組み強化、中国政府との関係構築、模倣品の摘発、個別問題の解決 など）と回答しています。

Q.2008 年度上海 IPG 活動が役に立った点は？

● 知的財産に関する情報を得て業務レベルが向上した。

84.1%

● 他社／他団体等との連携が強化された。

45.5%

(2008 年度上海 IPG アンケート)

Q.IPG 活動の評価できる点は？

● 貴重で豊富な情報が得られる。

86.5%

● 多くの日系企業から貴重な体験を聞ける。

89.2%

● 中国政府機関関係者とつながりができる。

52.7%

● 問題解決につながる。

24.3%

(2008 年度 IPG 会員アンケート)

情報提供・情報共有活動

全体会合の開催

上海 IPG では、2 ヶ月に一度「全体会合」を開催し、各種講演やメンバー間の情報交換をおこなっております。

ピックアップ講座

- **第 34 回会合 (2008 年 5 月 15 日)**
 - テーマ① 上海 IPG 化粧品 WG
2007 年度活動報告
 - テーマ② 上海 IPG 農業 WG
2007 年度活動報告
 - テーマ③ 電卓別 WG2007 年度活動報告
- **第 35 回会合 (2008 年 7 月 17 日)**
 - テーマ① 「産品防偽監督管理弁法」の概要と留意点
 - テーマ② 「防偽技術の紹介」
- **第 36 回会合 (2008 年 9 月 18 日)**
 - テーマ 「ハイテク企業認定管理弁法」の概要
- **第 37 回会合 (2008 年 11 月 20 日)**
 - テーマ 「国際知的財産権保護フォーラム (IIPPF) の活動概要」
- **第 38 回会合 (2009 年 1 月 15 日)**
 - テーマ 「ソニーの知的財産活動及び中国施策」



全体会合

- **第一部**
 - 上海 IPG 事業活動にかかる連絡・報告・決議など
- **第二部**
 - 知的財産権に関する各種テーマを取り上げた講演会

- **第 34 回会合 (2008 年 5 月 15 日)**
 - テーマ① 「新ハイテク企業認定管理方法について」
 - テーマ② 「ホーユー模倣品対策の事例紹介」
 - テーマ③ 「三菱電機における知的財産活動」
- **第 35 回会合 (2008 年 7 月 17 日)**
 - テーマ① 「中国における特許権侵害への対応」
 - テーマ② 「中国意匠権侵害訴訟の留意点 ~ブリジストンの事例~」
- **第 36 回会合 (2008 年 9 月 18 日)**
 - テーマ① 「上海市知識産権局と上海市知財行政の概要」
 - テーマ② 「江蘇省における知財管理体制と執法状況」
 - テーマ③ 「浙江省知識産権保護 ~行政執法・紛争処理・国際協力~」
- **第 37 回会合 (2008 年 11 月 20 日)**
 - テーマ① 「権利侵害化粧品電子商取引に関する中国知的財産権法制度の調査研究および関連立法提案」
 - テーマ② 「経済産業省における模倣品対策関連の取り組み」
 - テーマ③ 「宝山鋼鉄の商標と企業名称の管理について」
- **第 38 回会合 (2009 年 1 月 15 日)**
 - テーマ① 「マイクロソフト (中国) が取り組む不正コピー対策活動」
 - テーマ② 「旭化成の中国知財活動紹介」



勉強会の開催

上海 IPG では、メンバー企業のスタッフの方を主な対象として「中国知的財産権関連法勉強会」を開催しております。



2008 年度カリキュラム

- 【第 1 回】 ① 知的財産権の種類と発生要件（概要）
② 知的財産権の侵害とは
- 【第 2 回】 ① 知的財産権（商標・特許）の出願・登録手続の審査ポイント
② 他者権利の抵触回避
③ 異議申立と取消審判制度
- 【第 3 回】 ① 不正競争行為による権利侵害対策
② 営業秘密の侵害対策
- 【第 4 回】 ① 知的財産侵害に対する行政処罰の概要と実態
② 知的財産侵害の刑事責任（「刑法」第 7 節と司法解釈）
- 【第 5 回】 ① 知的財産権に関する民事訴訟（手続きの概要と判例紹介）
② 知的財産権紛争に関する調停・仲裁制度
- 【第 6 回】 ① 企業内の知財管理、知財戦略の構築

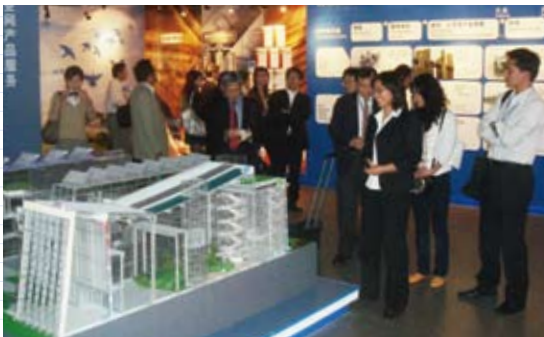
各種調査の実施

上海 IPG では、各ワーキング・グループや事務局が中心となり、中国知財問題に関する各種の調査を実施しています。調査結果は、報告書の配布や全体会合での報告により、メンバーの皆様へ還元します。



上海ハイテクパーク視察ツアー

中国での R&D（研究開発）動向への理解を深めるため、上海市内で最大規模を誇る「張江高科技園区（ハイテクパーク）」および「紫竹科学園区（サイエンスパーク）」を視察しました。



中国政府機関との協力関係構築

上海 IPG では、関連する中国政府機関との間で、知的財産権保護活動における協力関係の構築を推進しています。

対象となる政府機関



知識産権局 (IPO)
● 専利 (特許・実用新案・意匠)



質量技術監督局 (TSB)
● 製品品質、虚偽表示



工商行政管理局 (AIC)
● 商標 (ブランド)、不正競争



海関 (税関)
● 輸出入水際取締り



公安局 (PSB)
● 犯罪の取締り



人民法院 (裁判所)
● 司法 (裁判)

これまで交流のあった政府機関



真贋識別セミナー

中国政府当局との協力関係構築、および当局職員の様模倣品取締り能力向上ため、真贋識別セミナーを開催しています。



南通市工商行政管理局

意見交換会など各種イベント

知的財産権に関する課題・認識共有と解決手段の検討のため中国政府当局との意見交換会や交流会を開催しています。



海関総署



江蘇省質量技術監督局



浙江省知識産権局

ブランド保護連携フォーラム

上海 IPG は、江蘇省質量技術監督局（TSB）との間で、共同で模倣品問題に取り組む協力組織「ブランド保護連携フォーラム」を設立しました。毎年両者間で活動を企画・遂行し、多くの成果を挙げています。



2008 年次総会（2008 年 5 月 28 日）



設立記念総会（2007 年 4 月 27 日）

IPG Best Practice Award 2007

日本企業（IPG メンバー企業）の知的財産権保護について特に優れた成果を創出した行政・司法案件を優秀案件として選定し、当該案件の執行当局に感謝の意を表する活動として、IPG Best Practice Award 2007 を開催しました。



式典の様様（2008 年 4 月 21 日）



式典の様様（2008 年 4 月 21 日）

ワーキンググループ活動

模倣品水際対策ワーキング・グループ

模倣品の海外流出を食い止めるため、日系企業と中国各地の税関との交流・協力を促進しています。メンバー29社(2009年3月現在)



業界別ワーキング・グループ

上海IPGでは、業界別にワーキング・グループを設置し、個別の問題・関心にもとづいた活動を効率的に実施しています。

農業ワーキング・グループ

事務機消耗品ワーキング・グループ

自動車・自動車部品ワーキング・グループ

化粧品ワーキング・グループ

記録メディアワーキング・グループ

電卓ワーキング・グループ



化粧品ワーキング・グループ
中国化粧品工業会との連携による模倣品対策会議



自動車・自動車部品ワーキング・グループ
広州市工商局との模倣自動車部品摘発に関する協議

業界別ワーキング・グループ設置条件

- ① 上海IPGメンバー企業のうち、同一業界内企業または同一の問題意識を持つ企業複数社が参加し、積極的な運営をはかること。
- ② 深刻な模倣品被害など、知的財産権に関する問題を抱えた企業により構成されること。
- ③ ワーキング・グループ活動の成果を可能な範囲内で上海IPG全体にフィードバックすること。
- ④ 申し込みを受けたのち、上海IPG運営幹事会の承認をもって正式発足とする。



電卓ワーキング・グループ
義烏市工商局との協力による模倣電卓押収品廃棄式



農業ワーキング・グループ
松滋市工商局との協力による模倣農薬摘発活動

立法・研究チーム

上海IPGでは、多様化・高度化する問題を抽出、分析、考察し、解決策の提示や制度改善につなげるため、「立法・研究チーム」の設置を決定しました。



上海 IPG へのご参加

上海 IPG への参加ご希望の方は、以下の項目をご記入の上（フォーム不問）、E-メールまたは FAX にて下記上海 IPG 事務局までご連絡下さい。

●御社名称 ●御社所在地 ●ご担当者様氏名・役職 ●電話番号 ●FAX番号 ●Eメールアドレス

ご参加にあたっては、本パンフレットに記載の「上海 IPG 参加資格」をご確認下さい。
参加のお申し込みをいただいた後、上海 IPG 運営幹事会による承認を経て正式加入とさせていただきます。

上海IPGホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_shanghai/ip/ipg/

ジェトロ上海IP News Letter

上海 IPG 事務局では、華東地域における知財関係情報をメールマガジンにて配信しています。
詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/mail/list/>

上海 IPG 事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海代表処 知識産権部

☎ 上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 319 室 ☎ +86-21-62700489（内線 1200,1900）

☎ +86-21-62700499 ☒ PCS06@jetro.go.jp

中国日本商会 IPG（北京 IPG）事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京代表処
知識産権部

☎ 北京市建国門外大街甲 26 号

長富宮弁公楼 7003 室

☎ +86-10-65282781

広東 IPG 事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ） 広州代表処
知識産権部

☎ 広州市天河区北路 233 号

中信広場 2601 室

☎ +86-20-87520077（内 131）